



島根県報

平成20年 1月11日 (金)
第 1,947 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	2
地域森林計画の樹立	(森 林 整 備 課)	3
地域森林計画の変更	(")	4
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定施業要件の変更 (6 件)	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	8
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	8
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(経 営 支 援 課)	8
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	9
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	9
建築基準法施行規則の規定による磁気ディスク等による手続ができる区域等の指 定	(建 築 住 宅 課)	9

公 告

河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管	(河 川 課)	10
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	10

告 示

島根県告示第10号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1号の規定により告示する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 角八雲園	松江市山代町491番地	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護事業所 ウェル・アイ	松江市山代町421-1	平成19年 12月26日
株式会社 角八雲園	松江市山代町491番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護事業所 ウェル・アイ	松江市山代町421-1	平成19年 12月26日
雲南農業協同組合	雲南市木次町里方1088-6	通所介護	J A 雲南 すずらん デイサービスセンター	雲南市木次町里方1093-119	平成19年 12月19日

有限会社 いきいき ライフ	出雲市小境町402	居宅介護支援 事業	いきいきプラン居宅 介護支援事業所	出雲市灘分町225 - 17	平成19年 12月26日
------------------	-----------	--------------	----------------------	-------------------	-----------------

島根県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

八尾川以南土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
- 河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
- 谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487番地
- 横地 繁延 隠岐郡隠岐の島町平166番地
- 野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田字向田10番地
- 高井 弘海 隠岐郡隠岐の島町原田414番地
- 嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1
- 中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地
- 森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町字登具118番地 1

監事

- 河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469番地内 1
- 上野 秀夫 隠岐郡隠岐の島町下西544番地 2

2 就任年月日

平成19年2月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
- 河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
- 船田 勉 隠岐郡隠岐の島町下西717番地内第 1 番地
- 高井 登 隠岐郡隠岐の島町平103番地 2
- 野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田字向田10番地
- 高井 弘海 隠岐郡隠岐の島町原田414番地
- 嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1
- 中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地
- 森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町字登具118番地 1

監事

- 船田貴久夫 隠岐郡隠岐の島町下西600番地内 1
- 坂本 武芳 隠岐郡隠岐の島町下西901番地

島根県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市鹿島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

秋山 辰雄 松江市鹿島町佐陀宮内122番地
中村 彰男 松江市鹿島町北講武967番地
井上 智之 松江市鹿島町佐陀本郷433番地
桑谷 吉雄 松江市鹿島町上講武344番地
宮廻 重嗣 松江市鹿島町南講武860番地
木村 俊治 松江市鹿島町名分83番地
中島征司郎 松江市鹿島町佐陀本郷1901番地

監事

中島 初彦 松江市鹿島町佐陀本郷1745番地
中島 尚 松江市鹿島町名分901番地

2 就任年月日

平成19年11月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

桑谷 巖 松江市鹿島町上講武905番地
錦織 繁樹 松江市鹿島町佐陀本郷2018番地
中村 英隆 松江市鹿島町南講武128番地
中村 彰男 松江市鹿島町北講武967番地
稲田 誠人 松江市鹿島町名分318番地
秋山 辰雄 松江市鹿島町佐陀宮内122番地
井上 智之 松江市鹿島町佐陀本郷433番地

監事

森脇 節郎 松江市鹿島町佐陀本郷1094番地
宮廻 健一 松江市鹿島町北講武687番地

島根県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名 称	縦覧に供する関係書類の名 称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町）	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所

島根県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名 称	縦覧に供する関係書類の名 称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	江の川下流地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所

島根県告示第15号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町波多2192 - 18から2192 - 22まで、2193 - 13
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第16号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年8月21日農林水産省告示第1283号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年7月23日農林水産省告示第1172号（2、3及び5に係るものに限る。）、昭和61年8月8日農林水産省告示第1388号、昭和61年8月16日農林水産省告示第1493号、昭和61年10月22日農林水産省告示第1733号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町南方安川1061

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年1月22日農林水産省告示第91号、平成11年3月4日農林水産省告示第355号、平成11年10月15日農林水産省告示第1309号、平成11年10月15日農林水産省告示第1312号（1に係るものに限る。）、平成11年10月19日農林水産省告示第1318号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次

のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成12年1月13日農林水産省告示第34号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年4月28日島根県告示第393号(1に係るものに限る。)、平成12年6月13日島根県告示第500号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町下山佐2717-1、2718

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松江市鹿島町片句字大片句479、482-2、八束郡東出雲町大字上意東字南ノ前1866-1、字南2856、2857、2858-

1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 3月30日島根県告示第254号(1及び3に係るものに限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町菅原1583、1585、1586 - 1、1587から1590まで、広瀬町下山佐4449から4452まで、4453 - 1、4453 - 2、4454から4457まで、4459

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町上赤名1888から1890まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに安来市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第22号

平成19年島根県告示第1039号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
江津市有福温泉町1129 - 20	河上千一	福岡県飯塚市鯉田2517 - 6
浜田市長沢町78 - 1、79、1424 - 1	景山 博	浜田市長沢町78 - 2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

島根県告示第23号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝口善兵衛

松江市加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第24号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝口善兵衛

別表特別融資の部長期経営安定緊急資金の項中「売上の減少」を「売上又は収益の減少等」に改める。

附 則

1 この告示は、平成20年1月11日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成20年1月11日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第25号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 1 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
川本町	平成17年度～19年度	28枚	2冊	川本（13）	平成19年12月26日

島根県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 1 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 加茂大橋東
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町中原東平978番	1 号
〃 大隈ノ一983番	2 号及び 3 号
〃 〃 982番	4 号及び 5 号
〃 中原東平980番	6 号
〃 〃 980番 2	7 号

島根県告示第27号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、磁気ディスク等による手続ができる区域等を次のとおり指定し、平成20年 1 月11日から施行する。

建築基準法施行規則の規定によりフレキシブルディスクによる手続ができる区域の指定（平成13年島根県告示第257号）は、廃止する。

平成20年 1 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 手続ができる区域

松江市及び出雲市の区域以外の島根県の区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第 1 項に規定する事務にあつては、浜田市、安来市、益田市及び大田市の区域を除く。）

- 2 書類又は図書に代える磁気ディスク等

建築基準法施行規則第11条の 3 第 1 項の書類及び同条第 2 項の図書に明示すべき事項を記録した次の各号のいずれに

も該当するものとする。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格X6223号（昭和62年）に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクであること。
- (2) フレキシブルディスクのラベル領域に、申請者の氏名及び申請年月日を記載した書面をはり付けたものであること。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づき命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶 FRP船5隻
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
ア 一級河川斐伊川水系佐陀川（松江市下佐陀町地内）において、新共栄橋下流側付近（右岸側）
イ 一級河川斐伊川水系上追子川（松江市学園南一丁目地内）において、新向島橋付近（左岸側）
 - (2) 日時
平成19年12月25日 15時00分
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時
平成19年12月25日 17時00分
 - (2) 場所
松江市富士見町地内の県有地
- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
 - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1
島根県松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話0852 - 32 - 5734

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
八束郡東出雲町大字今宮234番3～5、235番4、265番7、265番15、265番16

面積 1,367.00平方メートル (A工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字今宮336番地

天理教出雲郷分教会 代表役員 石本 洋一

